

本訴平成26年(ワ)第29256号

反訴平成27年(ワ)第25495号

本訴原告 (反訴被告) 阿部宣男

本訴被告 (反訴原告) 松崎参

## 証拠説明書

2015年11月2日

東京地方裁判所民事第37部合A係 御中

本訴被告 (反訴原告) 訴訟代理人弁護士 阿部 哲二

同 平松 真二郎

同 湯山 花苗

被告主張事実立証の為、提出した書証につき下記のとおり立証趣旨等を説明する。

号証	標目	原本・写し	作成年月	作成者	立証趣旨
乙18	調査嘱託書 に対する回答 書類等の送 付について	写し	H27.10.22	国立研究開 発法人日本 原子力研究 開発機構	①平成23年11月上旬、本訴原告 から日本原子力研究開発機構(以 下、機構という)に対し、ナノ純銀に 関する技術についての照会があっ たが、原告から理論的な裏付けや 効果が確認できる実験データの提 供がないことから、放射線低減効 果に関する検証試験を機構が行う 事になったこと。②上記経緯を受 けて平成24年3月15日、16日、22日 に1回目の、平成24年5月23日及 び6月1日に2回目の試験が行わ れたが、いずれの試験でもナノ純 銀を利用した除染資材による土壤 に含まれるセシウムから発生する 放射線量の低減効果は認められ なかったこと等

乙19	「ニセ科学を見抜くセンス」 前書き	原本	H27.9.30	法政大学生 命科学部環 境応用化学 科教授	ニセ科学(エセ科学)は、科学っぽい装いをしているにもかかわらず、とても科学とは呼べないものを指す用語として用いられる言葉であり、ニセ科学の一つとして「ナノ銀除染」があること等
-----	----------------------	----	----------	--------------------------------	---